

基礎からわかる

# 社会保険 労働保険の 事務手続

フローチャートで  
ズバッと解説!



## はじめに

事業で人を雇用するなら、労働基準法をはじめとする労働各法を理解し順守する必要があります。これらの法令は従業員を守る最低基準を定めており、各法に定める基準を適切に順守した雇用環境を整えられないと法令違反となるだけでなく、従業員が事業主への不信、不満を持ち仕事に集中できないおそれがあります。

雇用する人には健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険など各種の社会労働保険各法が適用されますが、これらの社会労働保険各法は雇用する人とその家族を守るセーフティーネットの役割を果たしているため、必要な手続を適切な時期に行わないと各制度に定める保険給付や支援を受けられません。

また、現在は誰でもスマートフォンで簡単に制度を知ることができると、適切な手続ができない状態では従業員は安心して働けないどころか、もしもの時に必要な保険給付や支援が受けられないと心配になり、事業所や経営者に対する信頼感が失われ、いずれ離職につながりかねません。多くの事業所では人手不足に悩まされていますが、良い人材の採用と確保どころか、今いる人材の離職という大きなリスクを抱えていることにもなります。

また、労働各法は毎年のように改正され理解と適応が困難となり、社会労働保険制度も頻繁に改正され、特に中小企業にとっては適切な手続が難しくなっています。

そこで本冊子は中小企業の事業主様や担当者様を念頭に、難解な労働基準法（労働各法）と社会労働保険制度のうち日常的に遭遇する頻度の高い手続と内容についてなるべく分かりやすく簡潔に説明することで、手続の内容と届書、流れと効果を理解していただくことを目的に作りました。本冊子が少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

# 目次

はじめに

## 第1章 入職・身上異動・退職

1	入職時の手続	4
2	被扶養家族の認定・削除	6
3	退職時の手続	8
4	離職票の作成	10

## 第2章 病気・ケガ・病気欠勤・死亡

5	装具・ギプス等の装着・高額療養費	12
6	病気・ケガ(労災以外)で休業するとき	14
7	被保険者・家族の死亡時の手続	16

## 第3章 妊娠・出産・育児・介護

8	妊娠・出産時の手続	18
9	育児休業	20
10	家族介護	22

## 第4章 定時決定・随時改定・産休育休終了時改定

11	定時決定(算定基礎届)	24
12	随時改定(月額変更届)	26
13	産前産後休業・育児休業終了時の改定	28

## 第5章 保険料の計算と控除

14	入職・退職時の保険料と控除方法	30
15	賞与の保険料	32
16	社会保険料の免除・保険料率変更時の保険料	34

## 第6章 年度更新・労働災害・通勤災害

17	労働保険の年度更新	36
18	労働災害・通勤災害発生時の手続	38
19	労働災害・通勤災害による休業時・障害・死亡時の手続	42

## 第7章 労働時間・休憩・休日・割増賃金・有給休暇

20	法定の労働時間と休憩、休日	46
21	割増賃金	48
22	年次有給休暇	50

期限と消滅時効	52
---------	----

# 1 入職時の手続

新規採用者は、加入手続完了後に社会保険と雇用保険に加入します。

## 手続の流れ

### 用意する届書

- 社会保険＝健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届
- 雇用保険＝雇用保険被保険者資格取得届

### 届書の提出先

- 社会保険＝日本年金機構（年金事務所）、健保組合（加入事業所）
- 雇用保険＝事業所管轄のハローワーク

### 手続完了後

- 全国健康保険協会（以下、協会けんぽ）、健保組合が保険証を会社に送付
- ハローワークが、雇用保険資格取得等確認通知書・被保険者証を交付する

### 保険料控除

- 社会保険料は、資格取得日の月の翌月に支払う報酬から控除する
- 雇用保険料は、資格取得日以降に支払う賃金から控除する
- 労災保険料は、全額事業主負担のため労働者の負担はない

## 手続のポイント



### ▶ 社会保険に加入する人は誰？

- 社会保険 = 75歳未満の正社員、正社員の3/4以上勤務パートタイム等
- 短時間労働者（1年以上雇用・週20時間以上労働・月額賃金（残業等除く）8.8千円以上見込）
- 40歳未満と65歳以上の人は、介護保険料は徴収されない
- 70歳以上の人は、厚生年金は加入せず、健康保険のみ加入する

### ▶ 雇用保険・労災保険に加入する人は誰？

- 雇用保険 = 労働時間が週20時間以上で31日以上継続雇用の見込の人
- 労災保険 = 労働者は、全員労災保険の対象のため特に加入手続はなし

### ▶ 預かる書類・情報は？

- 社会保険 = 名前・生年月日等、基礎年金番号、マイナンバーなど（扶養家族 **2** 参照）
- 雇用保険 = 雇用保険被保険者証（被保険者番号記載）又は職歴書
- 雇用保険加入の外国人 = 在留カード裏・表面のコピー

## 様式等 健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届 / 雇用保険被保険者資格取得届

健康保険 厚生年金保険 被保険者資格取得届  
70歳以上被保険者届出届

この届出は、健康保険被保険者資格の届出は、「労働者」かつ「70歳以上被保険者届出届」および「生年月日」の届出により「1」の「1」欄に「1」を記入し、「2」の「1」欄に「1」を記入することにより行われます。

雇用保険被保険者資格取得届

この届出は、雇用保険被保険者資格の届出は、「労働者」かつ「70歳未満」かつ「1年以上雇用」かつ「週20時間以上労働」かつ「月額賃金（残業等除く）8.8千円以上見込」の届出により行われます。

## 5

## 装具・ギプス等の装着・高額療養費

装具等に支払った費用は、申請すると療養費として給付されます。  
高額療養費は、限度額適用認定証を提出すると支払が減額されます。

### 手続の流れ

#### 療養費用の申請書を用意する

- ↓  健康保険療養費支給申請書（治療用装具）：ギプス・装具など
- 健康保険療養費支給申請書（立替払等）：医療費自費払など

#### 添付書類などを用意する

- ↓  治療用装具＝医師の意見書・証明書、領収書原本、小児弱視は検査書など
- 医療費自己払＝診療明細書、領収書原本（病院分、国民健康保険分など）
- ケガ・負傷＝健康保険負傷原因届（発症状況を記載）
- 加害者がいる場合＝交通事故、自損事故、第三者（他人）等の行為による傷病（事故）届（状況・加害者情報記載）

#### 申請書の提出先と効果

- 協会けんぽ、健保組合（加入事業所）→ 審査後、医療費の7割が支給

#### 高額療養費の申請書を用意する

- ↓  健康保険高額療養費支給申請書：自費払後に高額療養費を申請する場合
- 健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書：窓口払医療費を減額

#### 申請書の提出先

- 協会けんぽ、健保組合（加入事業所）＝審査後、限度額を超える額が支給



## 8 妊娠・出産時の手続

出産予定日前 42（多胎 98）日から産後 56 日間には出産手当金が支給されます。産休期間中の社会保険料は免除されます。

### 手続の流れ

#### 事前の確認



- 出産育児一時金は分娩機関に直接支払の場合、特に手続は不要のためそれを確認
- 出産予定日を基準に、産休期間の開始・終了日と給与支払の有無を確認

#### 届書を用意する



- 健康保険出産育児一時金支給申請書
- 健康保険出産手当金支給申請書
- 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書／変更（終了）届

#### 分娩機関の証明を受ける



- 出産育児一時金支給申請書に病院の証明を受けて領収書を添付し申請する
- 出産手当金支給申請書に出産予定日、出産日について医師等の証明を受ける

#### 申請書の提出先

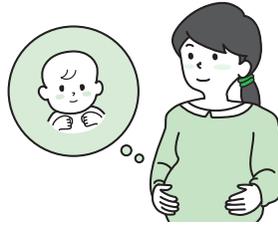


- 出産育児一時金・出産手当金支給申請書＝協会けんぽ、健保組合（加入事業所）
- 産前産後休業取得者申出書＝日本年金機構（年金事務所）、健保組合

#### 手続完了後

- 支給決定後に給付金が振り込まれる。産休期間中の社会保険料が免除される

## 手続のポイント



### ▶ 妊娠、出産時の制度は？

- 出産育児一時金＝妊娠 85 日以上で出産した女性の子 1 人につき 42 万円（令和 5 年 1 月時）が支給
- 産前産後休業（産休）＝出産予定日前 42（多胎 98）日～出産後 56 日の休業期間
- 出産手当金＝給与不支給の産休期間に支給（出産が予定日より遅れた日数にも支給）
- 出産手当金の支給額＝傷病手当金の支給額と同額 → **6** 参照
- 社会保険料免除＝産休開始月から終了日翌日の前月まで毎月の社会保険料が免除

### ▶ 事前の確認事項は？

- 分娩機関が直接支払かどうかを確認し、直接支払なら一時金の手続は不要
- 出産予定日と産休期間（産後 6 週間が就業禁止）、産休期間の給与支払日と有給休暇の取得日を確認
- 出産手当金は、給与の支払日と有給休暇取得日には支給されない

### ▶ 産休期間の保険料免除の効果は？

- 社会保険料免除期間は、保険料納付済期間として年金給付額の計算に加算される

#### 様式等

- 健康保険 出産育児一時金支給申請書 /
- 健康保険 出産手当金支給申請書 /
- 健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書 / 変更（終了）届